

筑西広域市町村圏事務組合職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例

昭和 56 年 8 月 20 日条例第 9 号

改正 平成 17 年 3 月 28 日条例第 3 号

(目的)

**第 1 条** この条例は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 55 条の 2 第 6 項の規定に基づき、職員が給与を受けながら、職員団体のためその業務を行い、又は活動することができる場合を定めることを目的とする。

(職員の行為の制限の特例)

**第 2 条** 職員団体のための職員の行為の制限の特例については、筑西市職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例（平成 17 年筑西市条例第 32 号）の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 17 年 3 月 28 日条例第 3 号）

この条例は、平成 17 年 3 月 28 日から施行する。